平成２２年（フ）第５５４号
兵庫県西宮市松籟荘５番25号
破産者　有限会社オリエント地所
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０１２号
兵庫県姫路市宮上町２丁目13番地
破産者　有限会社アイ工産
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０１３号
神戸市中央区下山手通２丁目17番２―302号安場三良子方、開始決定時の住所兵庫県西宮市里中町３丁目３番５―202号、前の住所兵庫県西宮市大森町10番３―401号
破産者　飯田　　信
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０２９号
兵庫県尼崎市水堂町２丁目19番20号
破産者　有限会社深川工業所
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０６７号
兵庫県尼崎市玄番北之町26番地１尼崎アーバンコンフォート314号
破産者　有限会社インター
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３３３号
岡山県倉敷市真備町上二万2485番地
破産者　有限会社白髪呉服店
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第１５０１号
福岡県築上郡築上町大字越路577番地３
破産者　渡邉　郁美
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９４号
北海道岩見沢市日の出南３丁目８番９号
破産者　株式会社大商興業
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１６４号
埼玉県比企郡吉見町大字長谷1084番13
破産者　株式会社三和技建
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１２５８号
東京都武蔵村山市中央２丁目32番地の３
破産者　内野　雅晴
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２１３号
岐阜県関市迫間台２丁目８番12号
破産者　長野　昭男
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２１４号
岐阜県関市迫間台２丁目８番12号
破産者　長野　　擁
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５２２号
静岡県沼津市千本東町18番地
破産者　有限会社タムプランニング
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４８号
鳥取県境港市清水町761番地１
破産者　南家商事株式会社
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第３２号
愛媛県大洲市肱川町宇和川3036番地１
破産者　有限会社松岡建設
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所大洲支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１５７１号
埼玉県川口市東内野562―１　ハイムかやま201、住民票上の住所埼玉県深谷市起会130番地５
破産者　鵜殿満喜子
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５７２号
埼玉県川口市東内野562―１　ハイムかやま201、住民票上の住所埼玉県深谷市起会130番地５
破産者　鵜殿　きぬ
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３０５号
埼玉県鴻巣市登戸367番地　１―304号室　市営住宅登戸団地、旧住所埼玉県鴻巣市筑波１丁目３番10号
破産者　鳥羽　充弘
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７５２号
埼玉県さいたま市大宮区高鼻町３丁目12番地１　松坂ハイツ102号
破産者　亥岡喜美雄
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８５２号
栃木県下野市祇園１丁目７番地26　シティパル祇園Ｂ棟101、旧住所埼玉県久喜市吉羽４丁目14番地２
破産者　田崎　弘子
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係